

ニセ電話気づかせ隊について

1 発足の経緯

平成27年6月15日、ニセ電話詐欺の被害が急増したことを受け、被害の未然防止活動を県民運動として展開していくために発足したものの。

2 参加基準

- 複数名（2名以上）で構成する団体であること。
- 団体が福岡県内に拠点を有していること。
- 被害防止に資する活動を継続して行うことができること。
- 参加者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

3 概要

- 1 「ニセ電話気づかせ隊」とは
ニセ電話詐欺の被害防止活動に資する活動を行う団体、事業者、地域住民等で構成する組織
- 2 「ニセ電話気づかせ隊」の活動内容
 - ニセ電話詐欺の被害を阻止するための被害者等に対する声掛けその他の活動
 - ニセ電話詐欺の被害防止に関する広報啓発活動
 - その他、ニセ電話詐欺の被害防止に資する活動
- 3 「ニセ電話気づかせ隊」に想定される活動内容
 - 被害に遭っている可能性の高い、
 - ・ 金融機関で高額の現金を払い出そうとしている高齢者
 - ・ 携帯電話で通話しながらＡＴＭを操作している高齢者
 - ・ コンビニ等で高額の電子マネーを購入又は収納代行を利用して現金を支払おうとしている者
 - ・ 宅配便等で現金の送付しようとしている者
 - などを見かけた際の声掛け
 - 関連施設等へのポスターの貼付や利用者への注意喚起、チラシの配布
 - 参加者の親族、友人等に対する注意喚起
- 4 参加方法
 - 最寄りの警察署、警察本部への参加申込み
 - 県警のホームページからの参加申込み
- 5 隊員への情報提供
定期的に、被害実態や声掛けの着眼点等を掲載した情報誌「ニセ電話気づかせ隊通信」をニセ電話気づかせ隊の団体宛に送付
- 6 阻止功労賞等の贈呈
 - 登録した団体に所属する者が被害を阻止した場合は、
阻止功労賞（金券1,000円分）
を贈呈
 - 年間を通じて優れた取組を実施した団体に対し、推進委員長（県知事）名の表彰状を贈呈